

杉並区社会福祉協議会杉並ボランティアセンター活動器材利用取扱要綱

（目的）

第1条 この要綱は、杉並ボランティアセンター（以下「センター」という。）
所有の活動器材の利用について、必要な事項を定めることを目的とする。

（活動器材）

第2条 利用することのできる活動器材は、別表1のとおりとする。

（活動器材の管理）

第3条 活動器材の管理は、センターが行う。

（利用）

第4条 前条の活動器材を利用できるものは、センターに団体登録を行っている団体とする。

（利用手続）

第5条 器材を利用しようとする団体は、原則としてセンターに1か月前から1日前までに、電話、メール又は窓口で申し込まなければならない。

- センターは、前項の申し込みを受け、支障がないと認めたときは予約受付をする。
- 器材を利用しようとする団体は、活動器材を利用するとき及び利用終了後は、直ちにセンター職員に報告するものとする。

（利用料）

第6条 活動器材の利用に要する費用は、別表2のとおりとする。

- 器材を利用した団体は、利用後に利用料を現金にて支払うものとする。

（利用団体の責務）

第7条 利用者は、活動器材を使用するにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- センターの指示に従うこと。
- 活動器材は、丁寧に扱うとともに無駄のないよう使用すること。
- 活動器材の利用を終了したときは、電源を切る等、使用前の状態に戻すこと。

（利用時間）

第8条 利用時間は、火曜日から土曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）午前9時から午後5時までとする。

付 則

この要綱は、平成25年4月11日から施行する。

附則（5杉社協地発第298号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。